

○南小国町ペレットストーブ等購入補助金交付要綱

平成27年12月28日南小国町訓令第24号

改正

平成31年4月1日訓令第5号

令和4年3月29日訓令第5号

南小国町ペレットストーブ等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木質ペレットストーブ又は薪ストーブ（以下「ペレットストーブ等」という。）を購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、二酸化炭素の追加的排出を伴わないバイオマスイエネの利活用を推進し、地球温暖化対策、低炭素社会の構築に関する町民意識の高揚を図るため、当該補助金の交付に関し、南小国町補助金等交付規則（平成19年南小国町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木質ペレットストーブ 木質ペレットを燃料として使用する暖房器具又は装置をいう。
- (2) 薪ストーブ 薪を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、南小国町に住所を有する者又は事業所を有する者のうち、ペレットストーブ等（中古品を除く。）を設置しようとする者で、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) ペレットストーブ等の設置場所が南小国町内であること。
- (2) 町長がペレットストーブ等の普及のため必要と認めた者についても、補助の対象とすることがある。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付対象者及び同一世帯員が、町税等を滞納している場合は補助の対象としない。

(補助金の額及び補助台数)

第4条 補助金の額は、ペレットストーブ等の購入費用等（設置費を含む。）の2分の1

以内とし、30万円を限度とする。なお、当該購入費用等には消費税及び地方消費税相当額を含まないものとし、千円未満の端数は切り捨てる。

2 補助台数は、補助対象者やその世帯員等が所有する住居又は事業所につき同一会計年度内において1台限りとし、次に掲げる場合も同一の住居や事業所とみなす。

- (1) 店舗兼住居の店舗若しくは住居のいずれかに設置した場合
 - (2) 複数の住居又は事業所を所有し、そのいずれかに設置した場合
 - (3) 法人の所有する事業所とその法人の役員の住居のいずれかに設置した場合
- (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南小国町ペレットストーブ等購入補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) ペレットストーブ等の購入費用等の内訳が記載された見積書の写し
 - (2) 設置機種の様式等が確認できるカタログ等の写し
 - (3) 個人情報の提供に関する同意書（様式第2号）
 - (4) 申請者が法人の場合は法人登記簿謄本の写し（3ヶ月以内のもの）
- (交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付額を決定したうえで、南小国町ペレットストーブ等購入補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）はペレットストーブ等の設置を完了したときは、南小国町ペレットストーブ等購入補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業に要した費用にかかる領収書及び内訳書の写し
 - (2) ペレットストーブ等設置前、設置後の写真
- (交付の条件)

第8条 補助事業者は、補助金交付の対象となったペレットストーブ等を法定耐用年数の期間内（6年間）において、町長の承認を受けないで、この補助金交付の目的に反しての使用又は、他人への譲渡及び貸付け又は担保に供してはならない。

- 2 ペレットストーブ等の設置及び使用にあたっては、その使用による煙の発生について、近隣住宅等に迷惑とならないように留意するとともに、火災予防上の安全を確保しなければならない。

(補助金の返還等)

第9条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正行為によって補助決定を受けたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則 (平成31年4月1日訓令第5号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日訓令第5号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の規定に基づいて行った申請、許可、その他の行為は、この訓令による改正後の規定により行ったものとみなす。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

南小国町長 様

申請者 住所
氏名
電話

南小国町ベレットストーブ等購入補助金交付申請書

ベレットストーブ等購入補助金の交付を受けたいので、南小国町ベレットストーブ等購入補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

区分	☐ ベレットストーブ ☐ 薪ストーブ	
ベレットストーブ等の種類	メーカー名	
	型番等	
設置場所	南小国町大字	
設置に要する経費	購入費	円（税抜き）
	設置費	円（税抜き）
	合計	円（税抜き）
設置予定日	年 月 日	
本申請以前に本補助金を活用しての設置の有無	☐ なし ☐ あり（導入年度 年度、ベレット・薪設置場所）	
添付書類	☐ 補助事業に要する費用の内訳が記載された見積書の写し ☐ 設置機種の様子が確認できるカタログ等の写し ☐ 個人情報の提供に関する同意書 ☐ その他（ ）※法人登記簿謄本の写し等	

注1 該当する□にレ点を記入すること。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

南小国町長 様

申請者 住所
氏名
電話

個人情報の提供に関する同意書

私は、南小国町ベレットストーブ等購入補助金交付申請を行うにあたり、下記の内容について同意します。

記

南小国町長が保有する以下に掲げる私及び同一世帯員全員に関する納税等の確認のために、南小国町ベレットストーブ等購入補助担当者に対して提供すること。

1. 氏名・住所・属性に関する情報
2. 町税及び各種使用料等の納付状況に関する情報
3. その他、町で実施している他の同様の補助金等の交付状況に関する情報

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

南小国町長



南小国町ペレットストーブ等購入補助金交付決定通知書

先に申請のありました南小国町ペレットストーブ等購入補助金について、南小国町ペレットストーブ等購入補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助金の額 金 _____ 円

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

南小国町長 様

補助事業者 住所
氏名
電話

南小国町ペレットストーブ等購入補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業が完了したので、
南小国町ペレットストーブ等購入補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係
書類を添えて報告します。

記

区分	☐ ペレットストーブ ☐ 薪ストーブ	
ペレットストーブ等 の種類	メーカー名	
	型番等	
設置場所	南小国町大字	
補助金交付決定額	円	
完了日	年 月 日	
添付書類	☐ 補助事業に要した費用に係る領収書及び内訳書の写し ☐ 設置前、設置後の状況を示す写真 ☐ その他（ ）	

注 該当する□にレ点を記入すること。